

令和2年度 観光関連人材雇止め等緊急対策事業

作業員募集要項

作業員の申請に関する注意事項

1. 作業員の募集は登録制とし、事前に申込受付が必要となります。
申請の際は、登録申請書と個人番号（マイナンバー）、身分証の提出が必須となります。
また、書類へ押印が必要の為、印鑑をご持参ください。
2. 申込が出来るのは、観光関連事業所に勤めていた方。
失業中もしくは休業中で石垣市に住所登録されている方となります。
3. 業務内容が確定後、登録された作業員へ一斉に案内を行い、先着順で受付し、作業員が確定となります。
但し、資格が必要な業務については、登録申請時に確認できた方を優先に案内します。
4. 作業員の登録は、令和3年2月19日もしくは、登録申請時に申請した期間となりますが、途中で就職が決まった際は、必ず届出を行ってください。
5. 申請する際は、万が一に備え、就業中傷害共済へ加入していただきます。
保障の範囲を超える場合は、自己負担となるため、予め了承ください。
作業員の費用の負担はありません。保険申込書の記入押印、身分証の提出が必要となります。
(日額 5,000円 死亡保障 1,000万円)

作業員の労務に関する注意事項

1. 業務は、1日4時間以内。1週間20時間未満となります。
2. 作業が決定した場合は、業務指示書の内容を確認した上で、現場で業務を行っていただきます。
3. 現場で業務を行う場合は、現場の管理者（責任者）の指示の下、業務を行います。
勝手に指示以外の業務は行わないでください。
4. 屋外での業務の場合、報告として、開始する前と後の写真を提出してもらいます。
(メールもしくはLINEでも可)
5. 業務終了後、業務日報に押印を行い、業務完了となります。
6. 業務中にトラブルがあった場合や負傷した場合は、速やかに事務局に連絡して下さい。

謝礼金支払いに関する注意事項

1. 謝礼金は、現金払いとなります。
2. 支払いは、源泉所得税を差し引いた金額となります。
3. 支払日は、週末締めの翌週火曜日支払いとなります。
4. 謝礼金を受け取る際、明細書への押印が必要となります。
5. 謝礼金の額は、業務の内容により変動となります。
6. 居住地と違う区で業務を行う場合は、加算金として1日につき100円を支払います。

A区(新川・石垣・大川・新栄町・登野城・浜崎町・平得・真栄里・美崎町・八島町)

B区(伊原間・桃里・平久保・盛山)

C区(大浜・白保・宮良)

D区(川平・崎枝・名蔵・野底・桴海)